



2016年9月 R.ワーグナー
トリスタンとイゾルデ (ヴィリー・テツカー 演出)

公益財団法人 東京二期会

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-12
TEL.03-3796-1818(代表)
FAX.03-3796-4710
e-mail: donation@nikikai.net
URL: http://www.nikikai.net/
お問合せ先: マーケティング部 賛助会担当

東京二期会オペラ劇場
Tokyo Nikikai Opera Theatre

賛助会員ご案内

A SUPPORTING MEMBER

2009年2月 G.ヴェルディ
ラ・トラヴィアータ (椿姫)
(宮本聖門 演出)



2010年2月 G.ヴェルディ
オテロ (白井晃 演出)

2014年4月 G.プッチーニ
蝶々夫人 (栗山昌良 演出)



2006年11月 W.A.モーツァルト
ゴジ・ファン・トゥツテ (宮本聖門 演出)



2015年10月 R.シュトラウス
ダナエの愛 <舞台上演日本初演> (深作健太 演出)



2008年2月 R.ワーグナー
ワルキューレ (ジョエル・ロウエルス 演出)



2007年2月 R.シュトラウス
ダフネ <日本初演> (大島早紀子 演出)



公益財団法人 東京二期会

賛助会に是非ご入会ください

オペラ啓蒙活動から始まった私どものオペラ公演は現在海外オペラ団体の上演に比しても優るとも劣らないとの評価を得るまでとなりました。我が国で大規模なオペラ上演を可能な本格的舞台機構を有するホールや専門劇場が各地に整ってきた現在、オペラ文化の蓄積や継承並びにオペラ制作・公演内容の充実は益々当財団の重要な使命となっております。

上質なオペラ公演には優れた指揮者、演出家、歌手、管弦楽等の多くの経費を必要とし、その芸術水準維持と向上には、なお篤志の方の賛助に頼らざるを得ません。我が国の文化振興に寄与するため当財団は昨今の厳しい経済環境の中でも常に意欲的な活動を継続し、舞台芸術を通じ、その担い手を育て、オペラ文化を支える聴衆の拡大を目指していかねばなりません。

何卒上記の趣旨にご賛同いただき、当公益財団の賛助会員として是非ともご入会賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

2006年4月 WA.モーツァルト 皇帝テイトの慈悲 (ペーター・ローヴェル久演)

公益財団法人東京二期会

公益財団法人東京二期会は2010年11月18日付で内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けました(法人登記同年12月1日)。1977年6月16日文部大臣(当時)の認定を受けて財団を設立して以来、私どもは特定公益増進法人として多くの事業を行ってまいりました。

新たに認定された公益財団法人としてもオペラ及び声楽全般にわたる公演活動等を行うとともに、声楽家、オペラ歌手、合唱団を育成してオペラ及び声楽全般の振興を図り、我が国芸術文化の発展に寄与することを目的としております。

《定款より》

声楽家団体「二期会」の名において活動し、次のような事業を本邦及び海外にて行います。

1. オペラ公演
2. 演奏会及び研修講座等の開催
3. 声楽家、オペラ歌手、合唱団の育成
4. その他これらの目的を達成するために必要な事業

《沿革》

当財団は、1952年当時最も盛んな演奏活動を行っていた若手声楽家ソプラノ三宅春恵、アルト川崎静子、テノール柴田睦陸、バリトン中山梯一の4名が中心となり、志を同じくする12名の声楽家とともに結成された声楽家団体《二期会》をそのルーツとしています。創立以来「オペラ公演」「声楽家サークル」「音楽事務所」「オペラ研修施設」などの活動の中で、オペラ公演を安定して継続させるには強力な財政基盤と確実な支援体制の必要性から、1977年《財団法人二期会オペラ振興会》(当時名称)が設立されました。

この法人は、二期会オペラに関する公演活動を行うことを目的とし、《二期会》と共にオペラの普及と発展に向け、質の高い公演を行ってまいりました。その後、《二期会》結成53年目の2005年9月声楽家団体《二期会》を包含し、同年10月《財団法人東京二期会》と名称を変更、質の高い数々のオペラ公演を開催し、2010年11月《公益財団法人東京二期会》として認定されました。

賛助会費(寄付金)に対する税法上の優遇措置について

当財団は内閣総理大臣より「公益財団法人」に認定(府益担第3541号)されております。当財団へ個人及び法人が寄付された場合には特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が受けられます。

■個人の税制について

寄付金額と所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を差し引いた金額が所得から控除されます。個人住民税も控除の対象となります(全国一律ではありませんのでご注意ください)。さらに私共は公益社団・財団法人に対する税額控除適用法人として証明を受けておりますので、「所得控除」(従来型)または「税額控除」(いずれか一方の選択が可能となりました(平成23年度税制改正)。優遇を受けるには確定申告が必要です。

《所得税》 その年の特定寄付金合計金額のうち2千円を超える金額につき適用されます。
 ・「所得控除」適用の場合 寄付金額 - 2千円 = 所得控除額(総所得金額等の40%相当額が限度)
 ・「税額控除」適用の場合 (寄付金額(総所得金額等の40%相当額が限度) - 2千円) × 40% = 税額控除額(所得税額の25%相当額が限度)
 《住民税》 所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄付金控除も合わせて申告出来ます。
 《相続税》 相続により取得した財産の一部または全部を寄付した場合、寄付した財産に相続税が課税されません。申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。

■法人の税制について 公益財団法人に対する寄付金の特例

寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。(所得等の金額の5%+資本等の金額×0.25%)×1/2

■ご入会方法■

- ◇資格 本財団の目的に賛同し規定の会費をお納めくださる方で個人・法人を問いません。
- ◇会費 年額 (個人)1口 10万円より (法人)1口 20万円より
- ◇特典 *公演プログラムにご芳名を顕彰させていただきます。
*機関誌「二期会通信」(季刊)をご送付いたします。
*当財団の催事に優先してご参加いただけます。
ほか

◇会費お振り込み先

三井住友銀行 新宿支店 当座 0261125
 三菱東京UFJ銀行 新宿西支店 当座 0280443
 みずほ銀行 新宿南口支店 当座 0112393
 郵便振替 00150-7-67223
 [口座名] 公益財団法人東京二期会
 ザイ)トウキョウニキカイ



《二期会オペラ公演の受賞歴(団体受賞のみ)》

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1953年 毎日音楽賞並びに伊庭歌劇賞 | ヴェルディ『オテロ』 |
| 1956年 毎日音楽賞 | ブリテン『ピーター・グライムス』 |
| 1958年 毎日音楽賞 | モーツァルト『フィガロの結婚』 |
| 1959年 大阪府芸術祭賞 | モーツァルト『コジ・ファン・トゥッテ』 |
| 1967年 毎日芸術賞 | ワーグナー『パルジファル』 |
| 1969年 芸術選奨文部大臣賞 | ワーグナー『ラインの黄金』 |
| | J.シュトラウス『こもり』 |
| | モーツァルト『魔笛』 |
| | グルック『オルフォイス』 |
| 1974年 毎日芸術賞 | |
| 1980年 モービル音楽賞 洋楽部門 | |
| 1985年 三菱信託音楽賞 | ブッチーニ『三部作』 |
| 2005年 三菱信託音楽賞 | ヤナーチェク『イエヌーフア』 |
| 2006年 文化庁芸術祭大賞 | モーツァルト『コジ・ファン・トゥッテ』 |
| 2012年 文化庁芸術祭大賞 | ライマン『メデア』 |
| 2013年 第26回ミュージック・ベンクラブ音楽賞 | ライマン『リア』 |